

民生委員とは

厚生労働大臣から委嘱をされ、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に務め、「児童委員」を兼ねています。

児童委員、主任児童委員とは

地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事などの相談、支援等を行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

民生委員・児童委員、主任児童委員は、
個人の人格を尊重し、秘密を守ることが
法律で義務付けられています。

ご相談の秘密は守られますのでお気軽に
ご相談ください